

○ 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等）</p> <p>第二十六条の二の二 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項及び次条第一項において「清算取次ぎ委託」という。）をいう。以下同じ。）を受託した場合において、当該空売りに係る有価証券（大量の空売りが行われることにより当該空売りに係る有価証券の受渡しに支障を生じさせるおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券に限る。以下この項（各号を除く。）から第四項までにおいて同じ。）について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置として内閣府令で定める措置（以下この条において「決済措置」という。）が講じられていることを確認できないときは、当該空売りを行つてはならない。</p> <p>一 有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）</p> <p>二 前条に規定する場合における有価証券の売付け（有価証券等清算取次ぎを除く。）</p>	<p>（新設）</p>

- 三 有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする清算取次ぎ委託
- 四 清算取次ぎ委託後遅滞なく有価証券を提供できることが明らかでなく行う清算取次ぎ委託
- 2 取引所金融商品市場においてする空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者は、当該空売りに係る有価証券について決済措置が講じられていることを確認できないときは、当該空売りの委託の取次ぎを行つてはならない。
- 3 取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券について決済措置が講じられていることを明らかにしなければならない。
- 4 取引所金融商品市場においてする当該金融商品取引所の会員等の自己の計算による空売りは、当該空売りに係る有価証券について決済措置が講じられていないときは、行つてはならない。
- 5 前各項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。
- 6 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。
この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

(空売りをを行う場合の明示及び確認)

第二十六条の三 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をした有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託について、当該金融商品取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2～6 (略)

(空売りに係る情報の提供等)

第二十六条の五 金融商品取引所の会員等は、大量の空売りが行われることにより公正な価格形成に支障を及ぼすおそれがあるものとし

(空売りをを行う場合の明示及び確認)

第二十六条の三 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託(売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。)について、当該金融商品取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り(次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。)であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一 有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする有価証券の売付け(有価証券等清算取次ぎを除く。)

二 前条に規定する場合における有価証券の売付け(有価証券等清算取次ぎを除く。)

三 有価証券を有しないで又は有価証券を借り入れてする清算取次ぎ委託

四 清算取次ぎ委託後遅滞なく有価証券を提供できることが明らかでなく行う清算取次ぎ委託

2～6 (略)

(新設)

- て金融庁長官が指定する有価証券（以下この条において「指定有価証券」という。）について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において次の各号に掲げる空売りを行ったときは、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める情報を当該金融商品取引所に対し提供しなければならない。
- 一 自己の計算による空売り 当該空売りを行った指定有価証券に係る自己の残高情報（空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報をいう。以下この条において同じ。）
 - 二 顧客の委託を受けて行う空売り 当該空売りを行った指定有価証券に係る当該顧客の残高情報
- 2 取引所金融商品市場においてする指定有価証券の空売りの委託の取次ぎを引き受けた者は、内閣府令で定めるところにより、当該指定有価証券に係る当該委託の取次ぎの申込者の残高情報を当該空売りの委託の取次ぎの相手方に対し提供しなければならない。
- 3 取引所金融商品市場においてする指定有価証券の空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをした者は、内閣府令で定めるところにより、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。
- 4 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定により提供された残高情報を取りまとめ、その内容を公表しなければならない。
- 5 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

